

臨床検査精度管理調査 実施要綱 第45年次（2017年）改定箇所

・臨床検査精度管理調査 実施要綱 第45年次（2017年）が一部改定されました。改定箇所は下表の通りです。

< 2. 画像診断・生理機能検査部門 >

2-4. 調査の回答方法と採点基準

改定前
<p>1. 胸部単純 X 線診断</p> <p>a: 正常範囲内</p> <p>b: 軽度異常 : 軽度の異常所見、次回健診時要観察。</p> <p>c: 要経過観察 : 3~6ヶ月後に胸部単純撮影による経過観察が必要。</p> <p>d: 要精査 : 緊急性はないが胸部単純以外の検査による精査が必要。 通院治療中の場合は、胸部単純所見について受診者を通じて、あるいは受診者の了解を得て情報提供が必要。</p> <p>e: 要緊急対応 : ただちに対応が必要。</p>
<p>2. 心電図診断</p> <p>A: 正常範囲</p> <p>B: 軽度異常 : 軽度の異常所見を認めるが、健診で経過観察をすればよい。</p> <p>C: 要経過観察 : 半年以内に心電図の再検査が必要。</p> <p>D: 要精査 : 緊急性はないが、心電図以外の検査による評価が必要。 通院治療中の場合は、心電図所見について受診者を通じて、あるいは受診者の了解を得て情報提供が必要。</p> <p>E: 要緊急対応 : ただちに対応が必要。</p>



改定後
<p>1. 胸部単純 X 線診断</p> <p>A: 正常範囲 : <u>明らかな異常所見を認めないもの。</u></p> <p>B: 軽度異常 : 軽度の異常所見 <u>を認めるが、次回健診時に要観察とする。</u></p> <p>C: 要経過観察 : <u>半年以内</u>に胸部単純撮影による <u>再検査</u> が必要。</p> <p>D: 要精査 : 緊急性はないが胸部単純 <u>撮影</u> 以外の検査による <u>評価</u> が必要。 通院治療中の場合は、胸部単純所見について受診者を通じて、あるいは受診者の了解を得て情報提供が必要。</p> <p>E: 要緊急対応 : ただちに <u>精査や治療（受診者を診察し専門施設への紹介、または直接専門施設受診を指示）</u> が必要。</p>
<p>2. 心電図診断</p> <p>A: 正常範囲 : <u>明らかな異常所見を認めないもの。</u></p> <p>B: 軽度異常 : 軽度の異常所見を認めるが、<u>次回健診時に要観察とする。</u></p> <p>C: 要経過観察 : 半年以内に心電図 <u>による</u> 再検査が必要。</p> <p>D: 要精査 : 緊急性はないが、心電図以外の検査による評価が必要。 通院治療中の場合は、心電図所見について受診者を通じて、あるいは受診者の了解を得て情報提供が必要。</p> <p>E: 要緊急対応 : ただちに <u>精査や治療（受診者を診察し専門施設への紹介、または直接専門施設受診を指示）</u> が必要。</p>

以上